

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超える時間数であることをできる限り記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる限度と定めること。
 - (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を併せて記入する。「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとにについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する場合は、所定労働時間を超える時間数を併せて記入すること。なお、所定労働時間制により労働する場合には、法定労働時間が3箇月を超える1年における時間数を42時間）の範囲内において定める日から1年にについての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で從事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有效期間を括弧書きすること。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができるものによる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定により労働させることができる法定休日の日数（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができるものによる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができるもの始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手續により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要なある事項のみ記入することで差し支えない。

אַתָּה תְּבִרֵךְ אֶת־יִשְׂרָאֵל בְּנֵי־יִשְׂרָאֵל

時間外労働休日労働に関する協定届(特別条項)

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称 (平 —)		事業の所在地(電話番号) (電話番号: — —)		協定の有効期間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	業務の種類 時間外労働をさせる 必要的ある具体的な事由	労働者の種類 (満18歳 以上の者) (1日) (任意)	所定労働時間 (1日) (任意)	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで) 法定労働時間を超える時間数(任意)	1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで) 法定労働時間を超える時間数(任意)	起算日 (年月日)
			休日労働	労働者の種類 (満18歳 以上の者) (任意)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	

上記で定める時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。□
(チェックボックスに要チェック)

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上の理由による業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。
時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる限長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

- (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日にについての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数にについても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとにについての延長することができる限度となる時間数を45時間（法定期間が3箇月を超える場合は、所定労働時間を超える時間数について、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる限度となる時間数を360時間（法定期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の規定（事業場外で從事する業務の遂行に通常必要とされる時間の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合には、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要なある事項のみ記入することで差し支えない。

時間外労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

業務の種類 労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)	1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	起算日 (年、月、日)
			延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 法定労働時間と休日労働の時間数と合わせた労働の時間数を合算した時間数 (6回以内に限る。)	限度時間を超えて労働時間を超える時間数 法定労働時間と休日労働の時間数と合わせた労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 法定労働時間と休日労働の時間数と合わせた労働の時間数を合算した時間数 (任意)
限度時間を超えて労働させる場合における手続 限度時間を確保するための措置	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)	(該当する番号) (具体的な内容)		

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出すること。
上記により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□
（チェックボックスに要チェック）

(記載心得)